

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25580172

研究課題名(和文) アフリカ慣習地の土地制度とランドグラッピング問題

研究課題名(英文) Land Tenure System and Land Grabbing in the Customary Land of Africa

研究代表者

大山 修一(Oyama, Shuichi)

京都大学・アジア・アフリカ地域研究研究科・准教授

研究者番号：00322347

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：アフリカ諸国では、1990年代に新たな土地法が成立し、慣習地における土地取得制度に対して市場メカニズムの導入が進められた。外国資本の流入、富裕層の誕生、中国企業の経済活動、国家プロジェクトにより、土地の収奪 - ランドグラッピングが進み、現地住民とのコンフリクトが発生している。本研究計画では、中南部アフリカのザンビアと東アフリカのタンザニアをおもな対象として、慣習地における土地の収奪が発生するメカニズムと、農村社会の生業や土地利用、地域生態系に与えるインパクトを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Land allocation and land tenure security are important issues for contemporary African village communities, because of unequal land allocation under the colonial policy, increases in the population, expansion of cultivated land, refugee movements and resettlement schemes. The governments in Africa enacted the 'Land Act' with the aim of stimulating investment and agricultural productivity. Land-market reforms significantly impacted Zambian communally held customary land and people's livelihoods when the Land Acts were legislated. This project clarified the land grabbing and the impacts of land reform to the people's livelihoods, land use and regional ecology in the customary land of Zambia and Tanzania.

研究分野：地理学

キーワード：土地制度 土地の収奪 私有化 土地法 国際研究者交流 ザンビア タンザニア ウガンダ

1. 研究開始当初の背景

サハラ以南アフリカは現在、企業・個人にとって、有望な投資先だと考えられている。石油をはじめ鉱物資源の価格が高騰し、外資の流入がすすみ、好況を呈している。多くの国では外資の流入、富裕層の誕生、中国企業の経済活動、国家プロジェクトにより、各地で大規模プランテーション、個人農地、鉱山や油田の開発が進行している。

アフリカ諸国の土地制度には、各民族の慣習地における共同保有と国家法にもとづく土地の私有という植民地政策以降の法律の二重性が存在する。1990年代には、多くの国ぐにで世界銀行や IMF、先進国による援助のコンディショナリティとして、慣習地を外国人や企業に開放し、土地の私有が認められるにいたっている。慣習地の土地に経済価値をもたせることによって、農村の貧困削減が可能になると考えられてきた。

2. 研究の目的

アフリカ諸国では、1990年代に新たな土地法が成立し、慣習地における土地取得制度に対して市場メカニズムの導入がすすめられている。外資の流入、富裕層の誕生、中国企業の経済活動、国家プロジェクトにより、土地の収奪 - ランドグラッピングがすすみ、現地住民とのコンフリクトが発生している。本研究計画では、中南部アフリカのザンビアをおもな対象として、慣習地における土地の収奪(ランドグラッピング)が農村社会の生業、土地利用、地域生態系に与えているインパクトを解明することを目的とする。

3. 研究の方法

ザンビアの北部州をおもな調査対象とし(図1)、ランドグラッピングによる人びとの生活の変容 とくに耕作地の面積と食生活の変化、そして住環境の劣化を現地でのインタビューや実測調査によって明らかにするとともに、公文書館における資料・文献の収集、新聞社の新聞アーカイブからの記事収集を実施した。

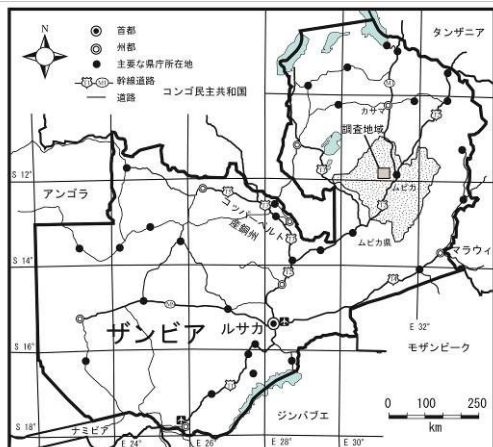


図1 調査地の位置

4. 研究成果

多くのアフリカ諸国と同様に、ザンビアの土地制度には慣習法による土地の共同保有と権利証書による私有という二重性が存在する。国土のすべての土地は国家の所有であるが、各民族の慣習や規範にもとづく共同保有とともに、土地保有証明書(title deeds)にもとづく土地の私的保有が存在する。イギリス植民地時代にはヨーロッパ人の居住地を王領地(crown land)、そのほかを慣習地あるいは「部族地域(tribal area)」として区別した。Mamdani[1996]が指摘したように、農村に住むアフリカ人はチーフや慣習によって臣民として統治され、共同保有地に居住していたのである。一方、ヨーロッパ系住民や都市居住者は、近代的な成文法のもとで統治されており、土地所有証明書にもとづく私有地については証明書の所有者が自由にその土地を売買あるいは貸借することができた。

ザンビアの前政権である MMD(複数政党制民主主義運動: Movement for Multiparty Democracy)は、土地取得制度に市場メカニズムを導入し、土地改革をすすめた。市場メカニズムの導入による土地取得制度の改革は経済の自由化を進めるうえで不可欠だと考えられた。MMD は 1991 年の選挙公約に、土地の所有を保証する近代的な土地法を成立させることを掲げた。土地取得制度に市場メカニズムを導入するという土地法の成立は選挙公約だったというだけでなく、債務救済のかわりに付与された国際的なコンディショナリティでもあった。

ザンビアが独立した 1964 年当時、国土の 94%は慣習地に区分されていた[図 2: Brown 2005]。その慣習地は徐々に私有地に転換されつつある。ザンビアの有力紙であるポスト(The Post)とタイムズ・オブ・ザンビア(Times of Zambia)は 2005 年ころより、頻繁に、鉱物資源の開発やアグリビジネスをすすめる外国企業や外国人資本家によるラン

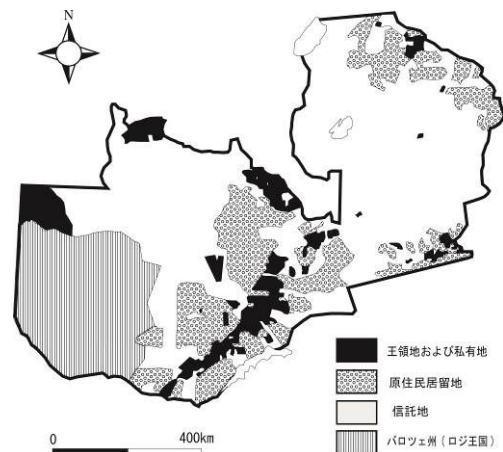


図2 独立直後(1965年)の土地保有制度

(出所) Committee for the World Atlas of Agriculture [1976] 753 ページを一部改変。

ドグラッピング(土地の収奪)の問題を報じている。しかし、ランドグラッピングの内容を精査すると、鉱山や住宅地、工業団地の開発といった投資と土地用途の転用を目的とした土地取得、ザンビア人の官僚や政治家、商人といった国内の富裕者や政府をパートナーとしていたり、あるいは仲介者や受益者としていたりする土地取得も存在し、土地取得には多様な形態がある[Hall 2011]。

本研究では、アフリカにおけるランドグラッピングを、外国企業や投資家、国内の富裕者をはじめとする外部者による土地取得のすべてとするのではなく、地域住民の生活や生業活動に不利益を与える土地取得に限定している。

ザンビアの1995年土地法のもとでの慣習地の土地制度に対し、3点を指摘しておきたい。まず、1点目として、1995年土地法によって、土地取得に対して市場メカニズムが導入されたことである。人びとは、外部者であれ、慣習地に居住する住民であれ、慣習地の土地における経済価値を認めるようになった。慣習地への経済的な価値の付加は、土地の資源化をすすめて、村の共同保有であった土地の囲い込みと私有化を促進していくだろうと予想される。

2点目は、1995年土地法がチーフのもつ行政や司法の権限を強化したことである。チーフは独自に土地割当書を発行し、領内の住民の土地権利を付与すると同時に、外国人や外資系の企業をふくむ外部者へ土地を割り当てる権限をもつようになった。ザンビア北部のベンバという民族の社会では、臣民の生活が安穏で、健やかに暮らせるよう庇護することがチーフの役割だと期待されている。ベンバのチーフは領内の土地と臣民に対して絶大な権力をもつが、チーフが正しい「教えや作法」に従わず、臣民の生活の安定を脅かした結果、人びとの怒りがチーフの地位を揺るがすことが明らかとなった。

3点目は、チーフによる地方行政のあり方は、少なからず、チーフの性格やそれまでの履歴、生き方に関係するということである。チーフが国家政策の動向、たとえば土地法の改正に精通し、外部者への土地割当を積極的に進めれば、領内の人びとの土地を奪い、生活水準を引き下げ、土地をめぐる争議を引き起こす危険性がある。

同時に、新しいチーフの就任は、それまでの行政のあり方を刷新し、状況を改善することも可能である。領域に住む人びとの視点にたてば、チーフは人びとの庇護者になることもあれば、人びとの生活を考えず、土地を売り払う権力の濫用者になりうる可能性もあることが明らかとなった。

[参考文献]

Brown, T. 2005. Contestation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia. In S. Evers, M. Spierenburg and

H. Wels eds., *Competing Jurisdictions: Settling Land Claims in Africa*. Leiden and Boston: Brill, pp. 79-102.

Committee for the World Atlas of Agriculture [1976] *World Atlas of Agriculture Vol.4 Africa*, Novara: Instituto Geografico de Agostini.

Hall, R. 2011. Land Grabbing in Southern Africa: The Many Faces of the Investor Rush, *Review of African Political Economy* 38(128): 193-214.

Mamdani, M. 1996. *Citizen and Subject: Contemporary Africa and Legacy of Late Colonialism*. Princeton: Princeton University Press.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

大山修一 2015. 慣習地の庇護者か、権力の濫用者か: ザンビア1995年土地法の土地配分におけるチーフの役割. *アジア・アフリカ地域研究* 14(2): 244-267. 査読あり.

Oyama, S. 2014. Farmer-herder conflicts, land rehabilitation, and conflict prevention in Sahel region of West Africa. *African Study Monographs* supplementary 50: 103-122. 査読あり.

[学会発表](計12件)

伊谷樹一 2015. 土地の私有化と植林 タンザニア南部の事例. 日本アフリカ学会第52回学術大会 犬山国際観光センターフロイデ. 愛知県犬山市. 2015年5月24日.

大山修一 2015. ザンビアの慣習地における土地所有権の確立とランド・グラッピング問題. 2015年人文地理学会大会 大阪大学. 大阪府豊中市. 2015年11月15日.

大山修一 2013. 人びとの怒りによって殺されたチーフの魂が領域を守る: ザンビアの土地法とベンバの伝統的権威. 日本アフリカ学会第50回学術大会. 東京大学. 東京都目黒区. 2013年5月26日.

Oyama, S. 2013. Conflict over Land Resource and Local Resolution between Cultivators and Pastoral People in Sahel Region of West Africa. International Geographical Union 2013 (IGU2013). Regional Conference. Joint Session "Conflict in Africa and "African potential" for achieving coexistence based on indigenous knowledge and institutions" Kyoto International Conference Center, Kyoto. August 5.

Oyama, S. 2013. Farmer-herder conflicts and conflict prevention in Sahel region

of West Africa. Session 2 Beyond conflicts in Africa: How to understand nexus between social relations, resource scarcity and economic development (chairperson Takahashi, M.). African Potentials 2013: International Symposium on Conflict Resolution and Coexistence. October 5-6 2013. Inamori Memorial Building, Kyoto University. Kyoto.

伊谷樹一 2013. タンザニアにおける環境保全とマイクロ水力発電(1) ムベヤ州モンバ県での取り組み. 日本アフリカ学会第50回学術大会. 東京大学. 東京都目黒区. 2013年5月25日.

〔図書〕(計 14 件)

高橋基樹・大山修一編 2016. 『開発と共生のはざままで - 国家と市場の変動を生きる』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第3巻) 京都大学学術出版会.

高橋基樹・大山修一 2016. アフリカの変動と開発と共生に向けた潜在力. 高橋基樹・大山修一編著 『開発と共生のはざままで - 国家と市場の変動を生きる』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第3巻) 1-19. 京都大学学術出版会.

高橋基樹・大山修一 2016. 終章 開発と共生に向けたアフリカの潜在力とは: 変化のしなやかな担い手としての人びと. 高橋基樹・大山修一編 『開発と共生のはざままで - 国家と市場の変動を生きる』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第3巻) 401-422. 京都大学学術出版会.

重田眞義・伊谷樹一編 2016. 『争わないための生業実践 - 生態資源と人びとの関わり』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第4巻) 京都大学学術出版会.

伊谷樹一 2016. 生業と生態の新たな関係. 重田眞義・伊谷樹一編 『争わないための生業実践 - 生態資源と人びとの関わり』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第4巻) 3-16. 京都大学学術出版会.

吉村友希・大山修一 2016. 平準化機構の功罪: ザンビア・ベンバ社会のピースワーク. 重田眞義・伊谷樹一編 『争わないための生業実践 - 生態資源と人びとの関わり』(アフリカ潜在力シリーズ 太田至 総編集 第4巻) 215-241. 京都大学学術出版会.

Oyama, S. 2016. Guardian or misfeasor? Chief's roles in land administration under the new 1995 Land Act in Zambia. In Moyo S. and Mine Y. eds. *What Colonialism Ignored: 'African Potentials' for Resolving Conflicts in Southern Africa*. Langaa Publishers. 103-128.

Oyama, S. 2015. Land degradation and ecological knowledge-based land rehabilitation: Hausa farmers and Fulbe herders in the Sahel region, West Africa.

In Reuter, T. ed. *Averting a Global Environmental Collapse: The Role of Anthropology and Local Knowledge*. Cambridge Scholars Publishing. 165-185.
大山修一 2015. ザンビアの領土形成と土地政策の変遷. 武内進一編 『アフリカ土地政策史』 63-88. アジア経済研究所.

〔その他〕

ホームページ等

ホームページ(研究代表者、日本語ページ)
<http://www.africa.kyoto-u.ac.jp/member/oyama.html>

ホームページ(研究代表者、英語ページ)
<http://www.africa.kyoto-u.ac.jp/eng/enmember/oyama.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大山修一 (OYAMA, Shuichi)

京都大学・アジア・アフリカ地域研究研究科・准教授

研究者番号: 00322347

(2) 研究分担者

伊谷樹一 (ITANI, Juichi)

京都大学・アフリカ地域研究資料センター・准教授

研究者番号: 20232382